

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 新発田トップカルチャーショッピングモール  
所在地 新発田市新栄町3丁目1番31号 外  
設置者 株式会社新栄地所
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 計3,262平方メートル  
(変更後) 計3,840平方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)
      - ・株式会社トップカルチャー  
午前9時00分から午後10時00分（年間54日午後11時00分）
      - ・株式会社ココラファインヘルスケア  
午前10時00分から午後7時00分  
(変更後)
      - ・株式会社トップカルチャー  
午前7時00分から午後12時00分
      - ・株式会社新潟三越伊勢丹  
午前8時00分から午後8時00分
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午後11時30分  
(変更後) 午前6時30分から翌午前0時30分
    - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) ・数 8箇所  
          ・位置 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) ・数 4箇所  
          ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日  
2の(1)に係る事項：平成29年1月26日  
2の(2)に係る事項：平成28年5月26日
- 4 届出年月日  
平成28年5月25日
- 5 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間  
平成28年6月3日から平成28年10月3日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp